

学校法人日通学園コンプライアンス規程

(制定 令和4年10月1日)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日通学園（以下「本学園」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学園の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、教職員（本学園の業務を行う者であって本学園の教職員以外の者を含む。）が、本学の業務遂行において関係諸法令及び学内規程等を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、社会的良識をもって行動することをいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本学園におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 本学園の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンスの推進)

第5条 コンプライアンスに関する重要事項は、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 理事長は、本学園においてコンプライアンスの推進が図られるよう、教職員等の意識向上や関連諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 理事長は、本学園におけるコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、本学園が設置する大学、高等学校、中学校の長とする。

(公益通報)

第7条 教職員等は、次の各号のいずれかに該当する可能性があると思慮するときは、「学校法人日通学園公益通報に関する規程」の定めるところにより通報を行うものとする。

(1) 法令及び本学園の規程・規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、本学園の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせるおそれのある行為

2 通報は、誹謗中傷等その他不正の目的でこれを行ってはならない。

(事務担当部署)

第8条 この規程に関する事務は、法人事務局が所管する。

(改正)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

1. この規程は、令和4年10月1日から施行する。